省　令

○外務省令第七号

外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第二十三条第四項の規定に基づき、在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月七日

外務大臣　茂木　敏充

在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令

在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令（昭和二十九年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第一条関係） 欧州地域 ［略］ ヌルスルタン（カザフスタン） スコピエ（北マケドニア） ［略］ ［削る］	**別表**（第一条関係） 欧州地域 ［同上］ アスタナ（カザフスタン） ［同上］ スコピエ（マケドニア旧ユーゴスラビア共和国）
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、この省令による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令別表の規定は、令和二年四月一日から適用する。